東かがわ市規則第40号

東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月１日

東かがわ市長　上村一郎

東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成15年東かがわ市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第１章～第３章　略	第１章～第３章　略
第４章　災害援護資金の貸付け（第６条―第17条）	第４章　災害援護資金の貸付け（第６条―第18条）
第５章　東かがわ市災害弔慰金等支給審査会（第18条―第21条）	
第６章　補則（第22条）	
附則	附則
（氏名又は住所の変更届等）	（氏名又は住所の変更届等）
第17条　略	第17条　略
第５章　東かがわ市災害弔慰金等支給審査会	
（委員長及び副委員長）	
第18条　東かがわ市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）に委員長及び副委員長を置く。	
２　委員長は、委員の互選により定める。	
３　委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。	
４　副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。	
５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。	
（会議）	
第19条　審査会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。	
２　審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。	
３　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	
４　前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。	
５　委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見	

改正後	改正前
を聞くことができる。 6　審査会の会議は、公開しない。 （庶務） 第20条　審査会の庶務は、市民部福祉課において行う。 （審査会の運営の細目） 第21条　第18条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。 第６章　補則 （補則） 第22条　略	（補則） 第18条　略

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。